

児童手当について

児童手当の内容や手続きは次の通りです。

支給対象

中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1～5月分については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合には、児童手当額は次のとおり減額されます(特例給付)。

支給月額

対象	金額
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円
3歳以上 小学校修了まで	10,000円 第3子以降は15,000円
中学生	10,000円
所得制限者(特例給付)	児童1人につき5,000円

第3子以降とは…

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。



届け出について

子どもが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、申請が必要です(里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請を忘れないようお願いします)。

認定を受ければ、原則として申請した月の翌月分の手当から支給されます。

また、転出、婚姻、離婚などによる受給者の変更など、状況が変わった場合にも、手続きをしてください。

公務員は勤務先に申請してください。公務員でなくなったときは町への申請が必要です。

事由発生の翌日から15日以内に必ず手続きをしてください(手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください)。

申請に必要な書類

- ・認め印(スタンプ式不可)
- ・申請者の健康保険証(コピー可)
- ・申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード(コピー可)
- ・申請者・配偶者のマイナンバーカード

他にも、書類が必要な場合があります。

支払いの時期

原則、毎年2月/6月/10月の10日(土・日・祝日の場合、その直前の平日)にそれぞれの前月分までを支給。

所得制限限度額

一定の控除があったり、年によって額が変更される場合などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

扶養親族等の数	所得額	収入額目安(給与収入のみ)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

- ・所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、当該親族1人につき6万円を上記の額に加算(所得額ベース)
- ・扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円(老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額(所得額ベース)

毎年6月上旬に郵送する児童手当の「現況届」を必ず提出してください。

問こども未来課 ☎ 286 - 3117(公務員は勤務先へ)